

令和4年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて12枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(3)のとおりです。
 - 適用すべき法令については、令和4年1月1日現在において施行されているものとします。
 - 建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
 - 地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

学科 I (建築計画)

〔N o. 1〕 社寺建築とその建築様式との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 日光東照宮本殿(栃木県) ————— 権現造り
2. 東大寺南大門(奈良県) ————— 大仏様(天竺様)
3. 賀茂御祖神社本殿(京都府) ————— 流れ造り
4. 出雲大社本殿(島根県) ————— 神明造り
5. 宇佐神宮本殿(大分県) ————— 八幡造り

〔N o. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 熱伝達率 ————— $W/(m \cdot K)$
2. 日射量 ————— W/m^2
3. 浮遊粉塵の量 ————— mg/m^3
4. 音響透過損失 ————— dB
5. 容積比熱 ————— $J/(m^3 \cdot K)$

〔N o. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ホルムアルデヒドの室内濃度指針値は、 $100 \mu g/m^3$ である。
2. 空気齢は、その値が小さいほど、その地点の空気の新鮮度が高い。
3. 室の床面積が $50 m^2$ 、室容積が $150 m^3$ の部屋の必要換気量が $300 m^3/h$ の場合、この部屋の換気回数は、6回/hとなる。
4. 冬期の暖房時において、建築物の上部及び下部に開口部がある場合、一般に、上部の開口部から空気が流出し、下部の開口部から外気が流入する。
5. 第3種換気は、室内の圧力を負圧にするため、臭気の発生する部屋に適している。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 複層ガラスは、一般に、窓の断熱性能を高めるために用いられ、その中空層には乾燥空気が密封されている。
2. 断熱性が高い建築物ほど、一般に、その外皮平均熱貫流率(U_A 値)は小さい。
3. 外壁の熱伝達率は、一般に、室内側より室外側のほうが大きい。
4. 同じ厚さの普通単板ガラスと熱線吸収ガラスの熱貫流率は、同程度である。
5. 壁体の内部結露を防止するためには、防湿層を断熱材の室外側に設けることが有効である。

〔No. 5〕 光・色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 北緯 35 度のある地点において、晴れた夏至の日の南中時の直達日射量は、南向き鉛直面より水平面のほうが大きい。
2. 明度は、色の反射の度合いを 0～10 の値で表し、0 は完全な黒、10 は完全な白である。
3. 白、灰、黒は、無彩色といい、色の三属性のうち、明度のみで表される。
4. フリッカーとは、光の点滅等による細かい明暗変化のことであり、不快感を引き起こす原因となる。
5. 光源の光色は、色温度が低いほど青白く、高いほど赤みがある。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 音響透過損失は、その値が小さいほど遮音性能が高い。
2. 聴感上の三つの要素は、音の大きさ、音の高さ、音色である。
3. 子どもが飛び跳ねたりする音などの床衝撃音を下階に伝わることを低減させるためには、床スラブをできるだけ厚くすることが有効である。
4. 多孔質材料が吸音効果を発揮するのは、空隙部の摩擦などによって、入射した音のエネルギーの一部が熱に変換されるためである。
5. 点音源から放射される音の強さは、音源からの距離が 2 倍になると、 $\frac{1}{4}$ になる。

〔No. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 月平均気温の年較差は、高緯度地域よりも、低緯度地域で大きくなる傾向がある。
2. ヒートアイランド現象の主な原因としては、都市化に伴う地表面からの水分蒸発量の減少、人工物・舗装面の熱吸収量の増加、人工排熱量の増加などがある。
3. 温室効果ガスには、二酸化炭素、フロン、メタン、水蒸気などがあり、この中では、水蒸気を除くガスの人為的な要因による増加が問題となっている。
4. CASBEEの評価指標であるBEE(環境性能効率)は、Q(環境品質)をL(環境負荷)で除することとで算出される。
5. 沿岸部の地域では、一般に、昼間は陸地が熱せられて上昇気流が発生し、海から陸地への海風が吹く。

〔No. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 南北に細長い敷地において、日照や通風に配慮して、建築物に中庭を設けた。
2. 車椅子の使用を考慮して、玄関ポーチへのスロープは、勾配を $\frac{1}{10}$ とした。
3. 多雪地域において、屋根形状を勾配屋根としたので、住宅と道路境界線や隣地境界線との間に落雪スペースを設けた。
4. 日照を確保するために、建築物を敷地の北寄りに配置し、東西に長い平面形状とした。
5. 角地の敷地において、交通量が多い交差点付近を避けて、駐車スペースへの車の出入口を設けた。

〔No. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. コレクティブハウスでは、居住者がプライバシーのある暮らしを保ちつつ、日常生活の一部を共同化し、食堂などの共用室をもつ。
2. 長屋建て住宅では、共用の廊下・階段を通過して各住戸にアクセスする。
3. 接地型住宅におけるコモンアクセスでは、居住者が各住戸への出入り等の際して共用庭を利用することにより、居住者同士の交流を促しやすい。
4. 階段室型では、一般に、共用廊下が少なく、階段から各住戸への動線が短い。
5. 中庭型集合住宅では、共用の中庭を中心に、それを囲んで各住戸が配置される。

〔N o. 10〕 一戸建て住宅を計画する際の敷地調査に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 接道条件を把握するため、役所で公道や私道、位置指定道路等について照会し、前面道路の道路種別等を確認した。
2. 上下水道や電気、ガスなどの引込位置や配管状況を記録したうえで、自治体等の相談窓口に向き、敷地状況に関する事前確認を行った。
3. 建築物の位置及び高さの基準とするために、ベンチマークを設けた。
4. 敷地調査で測定した磁北の方向を真北として日影図を作成した。
5. 近隣の地盤調査データから計画地の地盤状況を予測したうえで、地盤調査を実施した。

〔N o. 11〕 木造住宅に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 打上げ天井は、野縁で下地を組み、縁甲板、合板、せっこうボードなどを下から釘で打ち上げて留めた天井である。
2. 広い天井は、平らに張ると垂れ下がって見えるので、中央部に多少^{むく}起りをつけて、平らに見えるように視覚を補正することがある。
3. 目透し天井は、天井板同士の継目を突き付けとせず、目地をとり、透かして張る天井である。
4. 格天井は、格縁^{ごう}と呼ばれる部材で格子をつくり、格子の間に正方形の板を張った天井である。
5. 網代^{あじろ}天井は、継ぎ目のない一枚板で張り上げたものである。

〔N o. 12〕 次の建築物と用語との組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 学校 ————— オープンスペース
2. 事務所ビル ————— レンタブル比
3. 病院 ————— ホワイトキューブ
4. 工場 ————— クリーンルーム
5. レストラン ————— パントリー

〔N o. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 洋風の浴槽を設ける浴室を、130 cm×130 cmとした。
2. 引違い戸による玄関の土間を、180 cm×180 cmとした。
3. 4人家族の食事スペースを、240 cm×240 cmとした。
4. 1人用の子ども室を、270 cm×270 cmとした。
5. 洋式大便器と手洗い器を設ける便所を、120 cm(幅)×160 cm(奥行)とした。

〔N o. 14〕 住宅の一般的な各部寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 調理台正面の壁に取り付ける奥行40 cmの吊戸棚^{つり}の下端を、床面から160 cmの高さとした。
2. 洗面化粧台の洗面器の高さを、床面から70 cmとした。
3. 玄関の防犯ドアアイの取付け高さを、床面から140 cmとした。
4. パソコンデスクの作業面の高さを、床面から80 cmとした。
5. バルコニーの奥行を、90 cmとした。

〔N o. 15〕 一戸建て住宅の勾配屋根に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 一般的に用いられる屋根形状として、切妻、寄棟、入母屋^{もや}などがある。
2. 方形屋根は、屋根の傾斜面が頂部の一点に納まるもので、平面が正方形の住宅にみられる。
3. 金属板葺において、金属板は温度伸縮を吸収できるような納まりとする。
4. 天然スレート葺の屋根の勾配は、一般に、 $\frac{5}{10} \sim \frac{8}{10}$ である。
5. 厚形スレート葺の屋根の勾配は、一般に、 $\frac{1}{10} \sim \frac{2}{10}$ である。

〔N o. 16〕 住宅の内部仕上げに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 床柱は、床の間に設ける化粧柱で、大面取りの角柱のほか、面皮柱や絞り丸太なども用いられる。
2. 京間の畳の割付けにおいて、柱心の間隔は基準寸法の整数倍とする。
3. 幅木は、見切り材として用いられ、壁の損傷や汚れを防ぐ役割がある。
4. 床の間のない和室を竿縁天井とする場合、一般に、竿縁の方向は長手方向に配置する。
5. 見えがかりに用いる化粧木材は、木目、節などに注意する必要がある。

〔No. 17〕 高齢者、身体障がい者等に配慮した一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 玄関において、式台を設けなかったため、上がり^{がまち}框の高さを、11 cmとした。
2. 廊下の水平手摺^{すり}の高さを床面から 110 cmとし、手摺^{すり}の直径を、2 cmとした。
3. 車椅子と人とのすれ違いを考慮し、廊下の有効幅を、120 cmとした。
4. 車椅子使用者が日常的に利用する収納家具の最上段の棚の高さを、130 cmとした。
5. 車椅子使用者の利用に配慮し、キッチンカウンター下部のクリアランスを、高さ 65 cm、奥行 45 cmとした。

〔No. 18〕 環境に配慮した建築物の計画手法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 光ダクトは、内面を鏡面としたダクトで、採光の困難な部分へ太陽光を導く方法である。
2. クールチューブでは、地中に埋設した管内に空気を送り込み、地中温度が夏期には外気温より低いことを利用して冷気を得る。
3. ナイトパージでは、窓から入射する日射熱を床や壁などの蓄熱体に蓄熱させ、夜間や曇天時に放熱させて暖房効果を得る。
4. パッシブデザインでは、建築物自体の配置・形状、窓の大きさ等を工夫することにより、暖房効果、冷却効果、照明効果等を得る。
5. パッシブクーリングの冷熱源として夜間放射を利用する方法は、大気の透過率が高いほど効果が大きい。

〔No. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 排水通気設備 ————— APF
2. 給湯設備 ————— 潜熱回収
3. 給水設備 ————— 赤水
4. 電気設備 ————— 保護協調
5. 空気調和設備 ————— ペリメータゾーン

〔No. 20〕 冷暖房設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. タスク・アンビエント空調方式は、人の居住域に限定して適温にコントロールするので、一般に、省エネルギーを図ることができる。
2. 床暖房は、一般に、室内における上下の温度差が小さくなる。
3. 天井放射空調方式は、天井面における結露への配慮が必要であるが、ドラフトが生じにくく静穏性に優れている。
4. 空気熱源ヒートポンプ方式によるエアコンの暖房能力は、外気温度が高くなるほど低下する。
5. デシカント方式は、従来の冷却除湿方式に比べて、潜熱のみを効率よく除去することができる。

〔No. 21〕 換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 便所の換気量の算出に用いられる換気回数は、一般に、5～15回/hとされている。
2. 外壁に設ける排気のための換気扇を給気口の近くに設置すると、一般に、室全体の換気効率は低下する。
3. 居室における必要換気量は、一般に、成人1人当たり30m³/h程度とされている。
4. サーキュレータは、一般に、天井近くの暖気を床面に吹きおろし、室内の上下温度分布を改善するものである。
5. 全熱交換型換気扇は、一般の換気扇に比べて、換気による熱損失が大きくなる。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 住宅用のタンクレス型大便器は、一般に、給水管内の水圧を直接利用して洗浄する。
2. 浴室のシャワーの給水圧力は、形式に応じ40～160kPaに設定する。
3. 電気温水器において、レジオネラ属菌の繁殖を防ぐためには、貯湯槽内の湯の温度を45℃以上に保つ必要がある。
4. 建築物の屋上面などの降雨水は、簡単な処理により水洗便所の洗浄水や散水などの雑用水として利用することが可能となる。
5. 封水補給装置は、使用頻度の少ないトラップに生じる、封水損失の対策として有効である。

〔No. 23〕 電気・照明設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 電灯・コンセント用の分岐回路は、1回路20Aとする場合、100V回路では、1回路に接続される負荷容量を1,600VA以下とする。
2. 照明設備における人感センサによる制御は、人の動きを熱線センサにより感知し、トイレや廊下では不在時に自動で消灯する。
3. 住宅の屋内電路の対地電圧は、原則として、200V以下とする。
4. 分電盤は、一般に、保守・点検が容易で、かつ、負荷の中心に近い位置に設ける。
5. 連系形の太陽光発電システムでは、日中には、主に、太陽電池で得られた電力を利用し、雨天時や夜間時には、主に、商用系統から電気の供給を受ける。

〔No. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 配管の表面に遮音性能をもつ被覆を設けることは、配管の防音対策として有効である。
2. 給水配管における逆サイホン作用の防止策として、吐水口空間の確保やバキュームブレーカの設置が有効である。
3. 給湯設備の配管経路は、可能な限り最短経路とし、十分な断熱性能を確保する。
4. 給水配管は、空気だまりや水だまりとなる管路をつくらないように、鳥居配管(凸配管)とする。
5. さや管ヘッダ工法は、ヘッダ以降の配管に漏水の原因となる継手を使用せず、配管替えを容易に行うことができる。

〔No. 25〕 建築設備の省エネルギー・省資源に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. コージェネレーションシステムは、発電電力に加え、排熱を有効利用することでエネルギーを効率的に利用できる。
2. 燃料電池は、都市ガスなどから取り出した水素を、空気中の酸素と化学反応させて発電する装置である。
3. 節水は省資源には有効だが、温室効果ガスの低減や省エネルギーには寄与しない。
4. 屋上緑化を導入する場合、一般に、葉表面からの水分の蒸発散が大きい植物を選んだほうが、冷房負荷の低減が期待できる。
5. 外気に面する窓に設けるブラインドは、窓の室内側に設ける場合より室外側に設ける場合のほうが、冷房負荷を低減することができる。

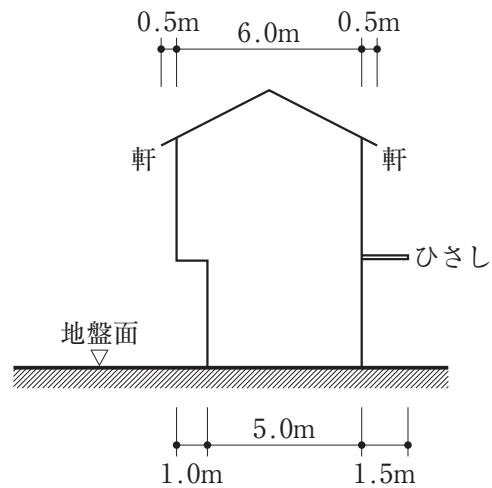
学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

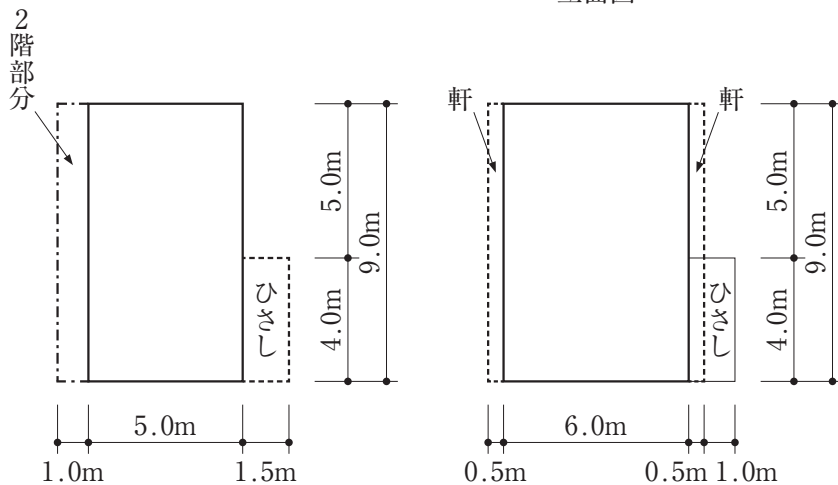
1. 2階建て住宅に設ける昇降機は、「建築物」に該当する。
2. 2階建て住宅の1階から2階に通ずる屋内階段の過半の修繕は、「大規模の修繕」に該当する。
3. 建築物の屋根の $\frac{2}{3}$ を修繕することは、「建築」に該当する。
4. 住宅の食事室は、「居室」に該当する。
5. 延べ面積200m²の物品販売業を営む店舗は、「特殊建築物」に該当する。

〔No. 2〕 図のような2階建ての建築物の建築面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

1. 45 m²
2. 47 m²
3. 54 m²
4. 55 m²
5. 56 m²



立面図



1階平面図

2階平面図

〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 2階建て、延べ面積250m²の共同住宅の新築
2. 2階建て、延べ面積200m²の一戸建て住宅から寄宿舎への用途の変更
3. 2階建て、延べ面積150m²の一戸建て住宅の大規模の模様替
4. 平家建て、延べ面積250m²の映画館から演芸場への用途の変更
5. 平家建て、延べ面積130m²の診療所(患者の収容施設があるもの)の新築

〔No. 4〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

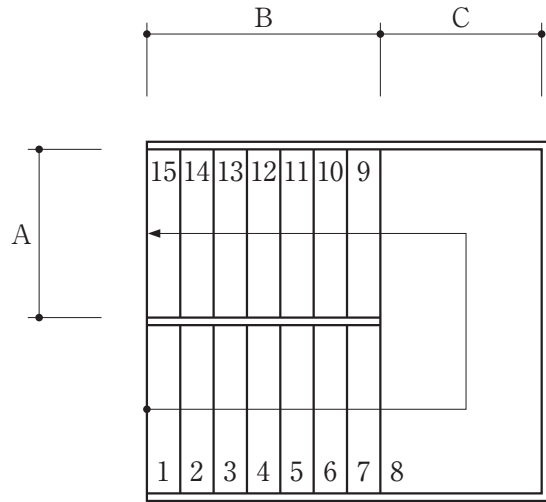
1. 水道法に基づく、給水装置の構造及び材質の規定については、建築基準関係規定として、建築主事又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
2. 建築主は、床面積の合計が10m²を超える建築物を建築しようとする場合、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所及び材料置場については、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 確認済証の交付を受けなければならない建築物の新築の工事は、その交付を受けた後でなければ、することができない。
5. 木造2階建て、延べ面積110m²の一戸建て住宅の新築の工事施工者は、建築士である工事監理者を定めなければならない。

〔No. 5〕 木造2階建ての共同住宅に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 基礎を鉄筋コンクリート造のべた基礎としたので、1階の居室における外壁の床下部分には、壁の長さ5mごとに、面積200cm²の換気孔を設けた。
2. 居室に通ずる廊下の天井の高さを、2.0mとした。
3. 階段に代わる傾斜路について、勾配を $\frac{1}{7}$ とし、かつ、表面を粗面とした。
4. 2階のバルコニーの手すりの高さを、バルコニーの床仕上げ面から1.1mとした。
5. 合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめた。

[No. 6] 木造2階建て、延べ面積150m²の一戸建て住宅に図のような1階から2階に通ずる屋内階段を設ける場合、A～Cの寸法の最小値の組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、手すりの幅は10cm以下とする。

	A	B	C
1.	75 cm	147 cm	75 cm
2.	75 cm	105 cm	75 cm
3.	75 cm	105 cm	60 cm
4.	60 cm	147 cm	120 cm
5.	60 cm	105 cm	60 cm



平面図

[No. 7] 次の「居室の種類」、「居室の床面積」及び「居室の開口部で採光に有効な部分の面積」の組合せのうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った照明設備の設置や有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置は講じられていないものとする。

	居室の種類	居室の床面積	居室の開口部で採光に有効な部分の面積
1.	有料老人ホームの入所者用の寝室	14.0 m ²	2.2 m ²
2.	住宅の居室	14.0 m ²	2.5 m ²
3.	診療所の病室	28.0 m ²	3.0 m ²
4.	幼保連携型認定こども園の保育室	42.0 m ²	10.0 m ²
5.	病院の入院患者用の娯楽室	49.0 m ²	5.0 m ²

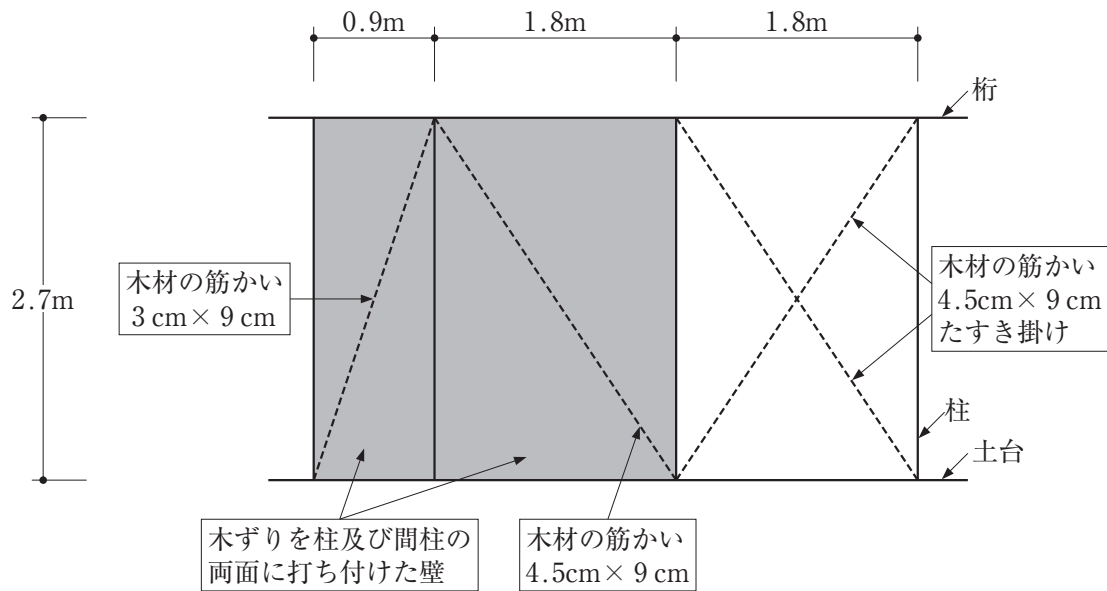
〔No. 8〕 住宅の換気又は換気設備等に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、火を使用する器具は、「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではないものとする。

1. 寝室には換気上有効な窓を設け、その換気に有効な部分の面積を、その寝室の床面積の $\frac{1}{20}$ とした。
2. 火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設けたので、その排気フードを不燃材料で造った。
3. 天井の高さが2.4 mである換気設備を設けるべき調理室の給気口は、煙突又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けなかったため、その上端を床面から1.1 mの高さの位置に設けた。
4. 換気設備を設けるべき調理室の換気設備の排気口は、煙突又は排気フードを有する排気筒を設けなかったため、その下端を天井から下方85 cmの高さの位置に設けた。
5. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、住宅の居室に設ける機械換気設備の必要有効換気量を、その居室の容積に0.5を乗じて求めた。

〔No. 9〕 木造2階建て、延べ面積120 m²の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 引張り力を負担する筋かいに、径9 mmの鉄筋を使用した。
2. 柱を基礎に緊結したので、土台を設けなかった。
3. 圧縮力を負担する筋かいに、厚さ3 cmで幅9 cmの木材を使用し、その端部を柱と梁その他の横架材との仕口に接近して、金物で緊結した。
4. 外壁は、鉄網モルタル塗とし、その下地には防水紙を使用した。
5. 桁の中央部附近の下側に、やむを得ず耐力上支障のある欠込みをしたため、必要な補強をした。

[No. 10] 木造建築物の構造耐力上必要な軸組の長さを算定する場合において、図のような「木材の筋かいを入れた軸組の部分」並びに「木材の筋かいを入れ、かつ、木ずりを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組の部分」のそれぞれの長さに倍率を乗じて得た長さの合計として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



(注)筋かいの寸法は、厚さ×幅を示す。

	計 算 式	軸組の長さ
1.	$0.9 \times (1.5 + 0.5) + 1.8 \times (2 + 0.5) + 1.8 \times 2$	9.90 m
2.	$0.9 \times (1.5 + 0.5) + 1.8 \times (1.5 + 0.5) + 1.8 \times (1.5 \times 2)$	10.80 m
3.	$0.9 \times (1.5 + 0.5) + 1.8 \times (2 + 0.5) + 1.8 \times (2 \times 2)$	13.50 m
4.	$0.9 \times (1.5 + 1) + 1.8 \times (2 + 1) + 1.8 \times (2 \times 2)$	14.85 m
5.	$0.9 \times (1.5 \times 2 + 1) + 1.8 \times (2 + 1) + 1.8 \times (2 \times 2)$	16.20 m

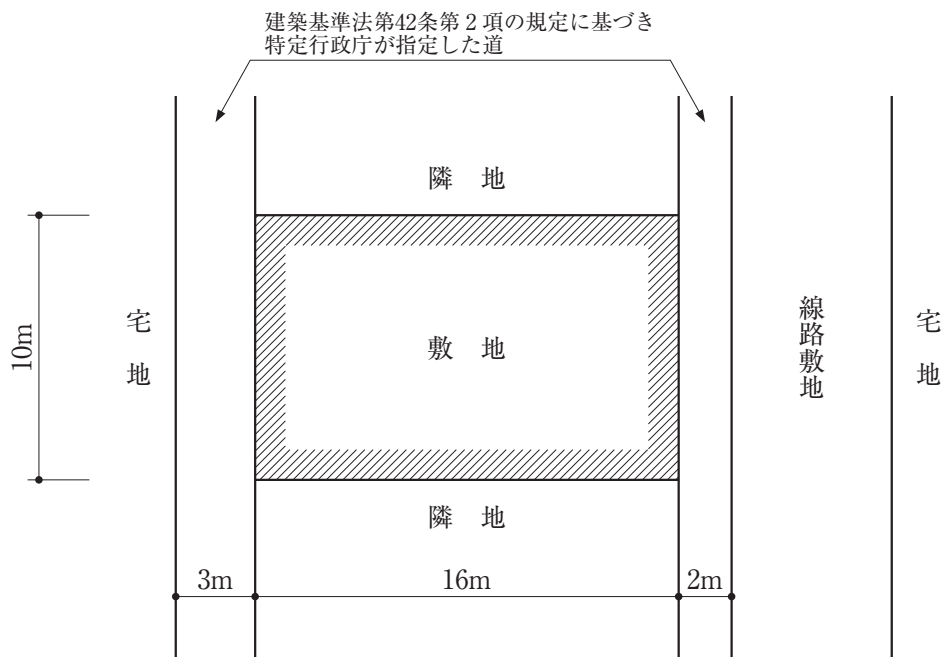
[No. 11] 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではなく、界壁及び間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

1. 木造2階建て、延べ面積180㎡の共同住宅を新築する場合、各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
2. 2階建て、延べ面積250㎡の倉庫は、耐火建築物としなくてもよい。
3. 木造2階建て、延べ面積180㎡の旅館を新築する場合、当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
4. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内に延べ面積10㎡の物置を新築する場合、延焼のおそれのある部分以外の部分の屋根の構造については、所定の性能を有するものとしなくてもよい。
5. 平家建て、延べ面積140㎡の自動車車庫は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

[No. 12] 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第2条第九号の三イ又はロのいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるものはないものとする。

1. 内装の制限を受ける調理室等は、その壁の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とすることができる。
2. 木造平家建て、延べ面積20㎡の自動車車庫は、内装の制限を受ける。
3. 木造2階建て、延べ面積150㎡の住宅における2階部分にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。
4. 内装の制限を受ける居室において、天井がない場合には、原則として、壁及び屋根の室内に面する部分の仕上げが、内装の制限の対象となる。
5. 木造2階建て、延べ面積200㎡の共同住宅は、内装の制限を受ける。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地について、建築基準法上の敷地面積として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 130 m²
2. 135 m²
3. 145 m²
4. 155 m²
5. 160 m²

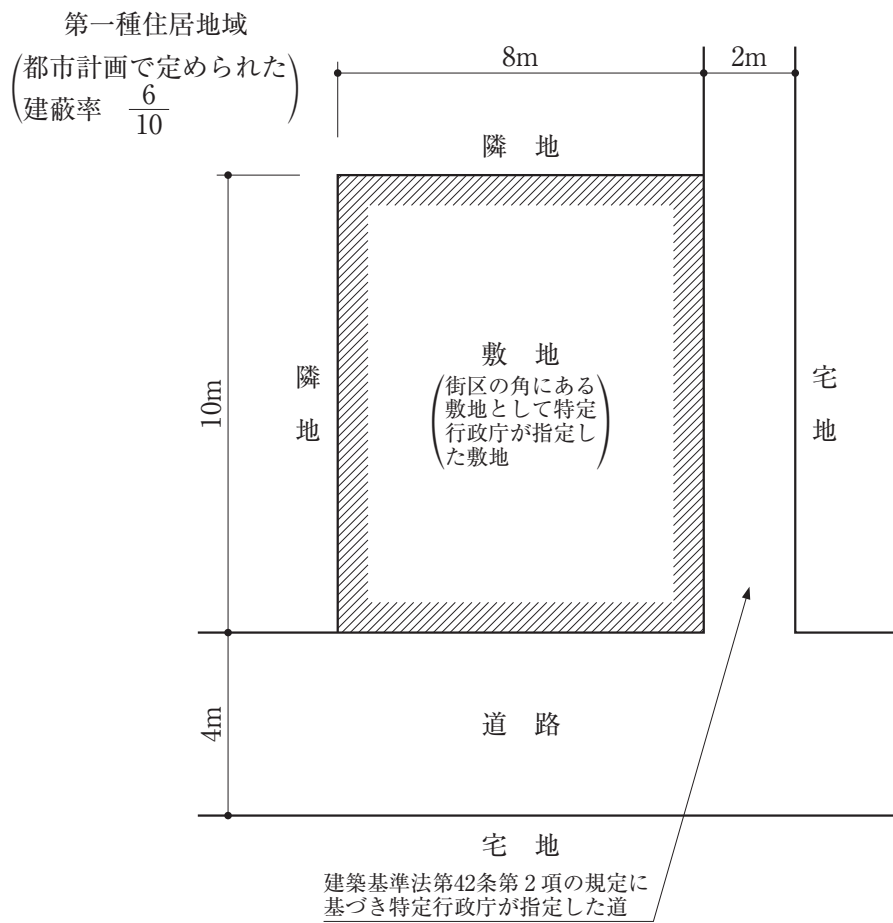
[N o. 14] 次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内における2階建て、延べ面積200 m²の学習塾
2. 第二種住居地域内における平家建て、延べ面積300 m²の自動車車庫
3. 準住居地域内における平家建て、原動機を使用する自動車修理工場(作業場の床面積の合計が60 m²のもの)
4. 田園住居地域内における平家建て、延べ面積300 m²の当該地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
5. 工業地域内における平家建て、延べ面積200 m²の保育所

[N o. 15] 次の建築物のうち、第一種低層住居専用地域内において、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

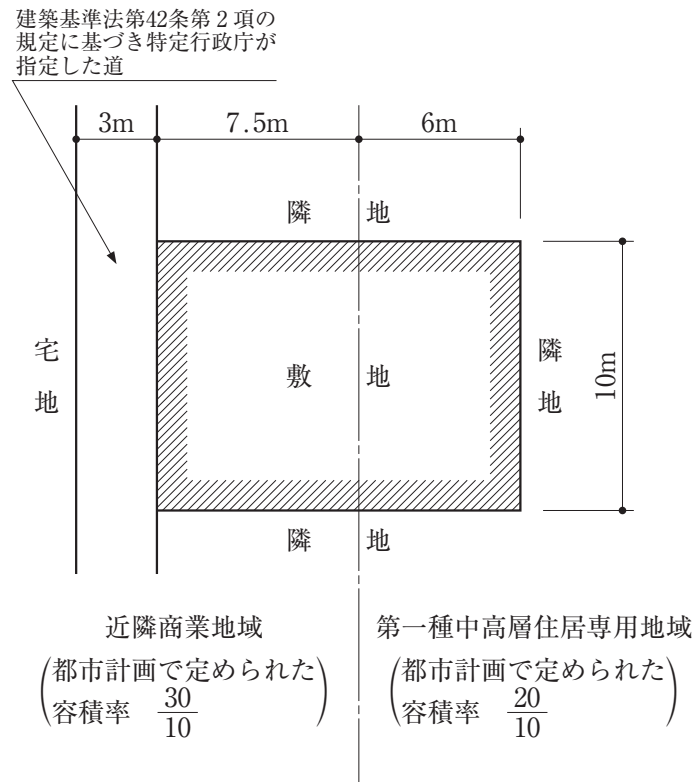
1. 平家建て、延べ面積300 m²の図書館
2. 平家建て、延べ面積100 m²の喫茶店
3. 2階建て、延べ面積300 m²の診療所
4. 2階建て、延べ面積300 m²の共同住宅
5. 2階建て、延べ面積150 m²の事務所兼用住宅(事務所の用途に供する部分の床面積の合計が50 m²のもの)

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる木造住宅の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。



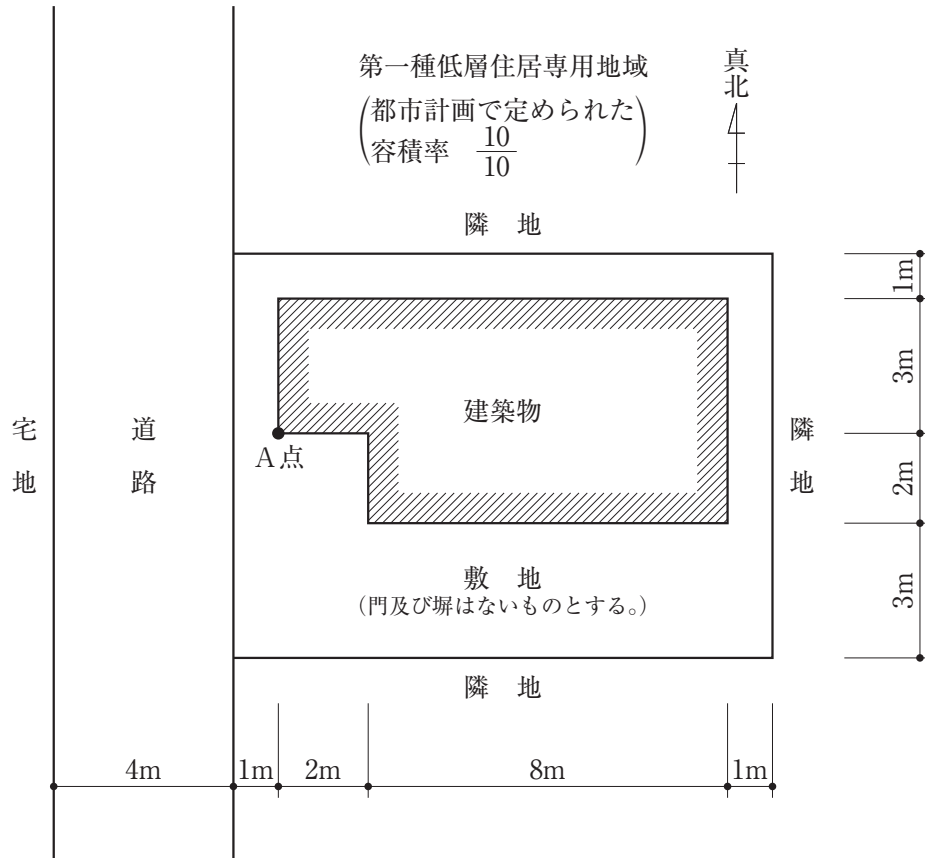
1. 42 m²
2. 48 m²
3. 49 m²
4. 56 m²
5. 64 m²

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 198 m²
2. 207 m²
3. 264 m²
4. 276 m²
5. 330 m²

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	4×1.25	5.00 m
2.	$(4 + 1) \times 1.25$	6.25 m
3.	$(1 + 4 + 1) \times 1.25$	7.50 m
4.	$(1 + 3) \times 1.25 + 5$	10.00 m
5.	$(2 + 1 + 4 + 1 + 2) \times 1.25$	12.50 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、その全部について、敷地の過半が属する地域内の建築物に関する規定が適用される。
- ロ. 防火地域内にある高さ2.5mの看板(建築物の屋上に設けるものを除く。)は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
- ハ. 準防火地域内において、外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- ニ. 防火地域内にある建築物に附属する高さ2mの塀は、延焼防止上支障のない構造としなくてもよい。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 建築協定は、認可の公告のあった日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等になった者に対しては、その効力はない。
- 2. 文化財保護法の規定に基づく条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、建築基準法の規定は、適用しない。
- 3. 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
- 4. 建築物の敷地が異なる用途地域の内外にわたる場合、建築物の用途については、その敷地の全部について敷地の過半の属する用途地域の規定が適用される。
- 5. 確認済証の交付を受けた建築物の建築工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、当該確認があった旨の表示をしなければならない。

〔N o. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、木造3階建て、延べ面積100 m²、高さ10 m、軒の高さ9 mの住宅の設計及び工事監理を行うことができる。
2. 一級建築士事務所に属する木造建築士は、登録講習機関が行う木造建築士定期講習を受けなければならない。
3. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する調査又は鑑定を行うことができる。
4. 木造建築士は、他の木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合、当該建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
5. 都道府県知事は、木造建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求めることができる。

〔N o. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。
2. 都道府県知事は、建築士事務所の登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者が保存しなければならない設計図書の保存期間は、作成した日から起算して15年間である。
4. 木造建築士事務所の開設者は、木造建築士事務所に属する木造建築士の氏名について婚姻により変更があったときは、30日以内に、その旨を登録をした都道府県知事に届け出なければならない。
5. 建築士事務所の管理建築士は、当該建築士事務所の業務に係る受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定等の技術的事項を総括するものとする。

〔N o. 23〕 用語とそれを規定している法律との組合せとして、誤っているものは、次のうちどれか。

1. 低炭素建築物 ————— 都市の低炭素化の促進に関する法律
2. 安全管理者 ————— 建設業法
3. 指定住宅紛争処理機関 ————— 住宅の品質確保の促進等に関する法律
4. 通行障害建築物 ————— 建築物の耐震改修の促進に関する法律
5. 供託建設業者 ————— 特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

〔No. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 「開発行為」は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
2. 「田園住居地域」は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
3. 「準住居地域」は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
4. 「高度利用地区」は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
5. 「都市計画区域」は、市又は政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定された区域をいう。

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、コンクリートは、「特定建設資材」に該当する。
2. 「建設業法」上、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を置かなければならない。
3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、事務所の建築をしようとするときは、当該事務所を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、建築士は、床面積の合計が200 m²である一戸建て住宅の建築に係る設計を行うときは、原則として、当該建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果について、書面を交付して説明しなければならない。
5. 「宅地造成等規制法」上、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

